

消費税転嫁対策 マイナンバー制度対応講習会



8月21日、9月3日、前橋市・マールキュリーホテルにおいて、消費税転嫁対策・マイナンバー制度対応講習会を開催、総勢200名を超える組合関係者が出席した。消費税転嫁対策については、中田計理事務所代表取締役所長の齋藤仁志氏が「消費税転嫁対策と改正消費税の税務面での対応」をテーマに説明した。



齋藤仁志氏

次いで、マイナンバー制度について、ピー・アイ・シー社会保険労務士法人社会保険労務士の山中祐子氏が「マイナンバー制度開始



山中祐子氏

までに組合・企業がすべき実務対応」をテーマに説明した。

本稿では、9月3日に可決・成立した、マイナンバー法（番号利用法）・個人情報保護法改正のポイントと、マイナンバー導入チェックリストを掲載しますので、是非とも参考にして頂きたい。

個人情報保護法・マイナンバー法改正のポイント

○個人情報保護法

- ・ 個人情報の定義の明確化
- ・ 匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定整備（誰の情報かわからないようにして、本人の同意なしで外部への提供が可能）
- ・ 取扱う個人情報数が5,000名以下の小規模事業者も対象
- ・ 個人情報保護委員会の新設（平成28年1月より、情報漏れや悪用を監視）

○番号利用法

- ・ 金融分野、医療等分野等における利用範囲の拡充（同意があれば預貯金口座へのマイナンバー付番。特定健診・保健指導に関する事務における利用。予防接種に関する事務における接種履歴の連携）

法人番号の「通知・公表」開始
スケジュール等について

法人（組合を含む）にも13桁のマイナンバーが付番される。法人番号は広く一般に利用いただくことを前提としており、10月5日（月）にインターネット上に「国税庁法人番号公表サイト」を開設し、基本3情報（①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び、③法人番号）を順次掲載し、公表する。

また、法人番号指定通知書の送付先は、設立登記法人については、登記上の所在地、設立登記のない法人及び人格のない社団等については、税務署に提出している申告書・届出書に記載の所在地へ送付される。

なお、通知書は、発送予定日の2日後から3日後に届く予定。

群馬県の指定対象法人

○通知書発送予定日

平成27年10月28日（水）

○基本3情報の公表予定日

平成27年10月30日（金）

詳細につきましては、下記URLを参照ください。

改正のポイント：<http://www.cas.go.jp/jp/houan/150310/siryou1.pdf>

法人番号の通知・公表：<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/houjinbangou/schedule.htm>

【参考資料】マイナンバー導入チェックリスト

《担当者の明確化と番号の取得》

- マイナンバーを扱う人を、あらかじめ決めておきましょう（給料や社会保険料を扱っている人等）。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、利用目的（「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」）を伝えましょう。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。
 - ①顔写真の付いている「個人番号カード」又は、
 - ②10月から届くマイナンバーが書いてある「通知カード」と「運転免許証」等で確認を行いましょう。
- ※従業員で身元の確認が十分できている場合は、番号だけ確認してください。
- ※アルバイトやパートの方も、マイナンバーの番号確認や身元確認が必要となります。

《マイナンバーの管理・保管》

- マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに大切に保管するようにしましょう。無理にパソコンを購入する必要はありません。
- パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウイルス対策ソフトを最新版に更新する等セキュリティ対策を行いましょう。
- 従業員の退職や契約の終了等でマイナンバーがなくなったら、細かく裁断する等マイナンバーの書いてある書類を廃棄しましょう。パソコンに入っているマイナンバーも削除しましょう。

《従業員の皆さんへの確認事項》

- 従業員の皆さんに通知が届く時期や何に使うか等、基本的なことを知ってもらいましょう。

※引用元：全国中小企業団体中央会 組合・中小企業のためのマイナンバー制度対応(補訂版)



若手社員リフレッシュ研修開催

9月4日、9月7日の両日、前橋市・前橋商工会議所会館において、若手社員リフレッシュ研修を開催した。

本研修は、今後の成長が期待される若手社員を対象に、社会人としての自覚の喚起と第一線で活躍できる能力を身に付けることを第一義として毎年開催している。

今回は、県内企業より2日間で計64名の参加者を対象に、経営教育コンサルタントの雨宮利春氏が、グループワークやロールプレイング等を取り入れながら研修を行った。

研修では、「指示待ち人間」から「自律型人材」への意識変革を図ることを中心テーマに、「組織人」としての役割、仕事を主体的かつ



雨宮利春氏

効率的にこなすノウハウ、日ごろ見落としがちなマナー、良好な人間関係を構築する秘訣等、新入社員がスキルアップを図っていく上で、基本的かつ重要な内容について解説が行われた。

雨宮氏は、プロジェクターを駆使して視覚的效果を高めることにより参加者の理解を深めるとともに、グループ討議を織り交ぜながら、社会人として必要な素養について、ユーモアあふれる語り口でわかりやすく説明した。

参加した若手社員からは、「社会人として身に付けておかなければ



グループワークに励む参加者

ならない基本的なマナーについて認識を新たにすることができた」「この研修で学んだことを明日から活かしていきたい」といった意見が聞かれた。

研修終了後には、参加者全員に本会中山正司専務理事より、受講修了証書を手渡した。



修了証書授与式の様子

◎研修会を終えて

実際に研修に参加させていただけましたが、挨拶やマナー等の基本的なことから社会人としての心構えに至るまで学ぶことができ、今後の糧になりました。

ストレスチェック制度 スタートに向けて



太田流通センター卸協同組合（梅澤悟理事長、組合員26人）は、8月18日、太田市・太田国際貨物ターミナルにおいて、「ストレスチェック制度の概要とその実施方法について」をテーマに講習会を開催した。講師は株式会社板垣労務管理事務所所長板垣裕司氏。

板垣氏は、労働安全衛生法改正により、今年12月から「常時50人以上の労働者を使用する事業場」は、医師等により心理的な負担の程度を把握するためのストレスチェックを、全従業員に実施することが義務付けられると説明した。

次いで、実施体制の整備には、事業者、担当者、実施者及び実施事務従事者各々が役割を理解する必要があると述べた。

続いて、具体的な注意点として、①検査結果は労働者へ直接通知しなければならぬ、②実施者及び実施事務従事者は労働者の同意を得ずに検査結果を事業者へ提供してはならない、③例え労働者本人が事業者への提供を認めた場合でも、他の者と当該情報を共有してはならない、④事業者は検査結果や労働者が面接指導を申し出たことを理由に不利益な取り扱いをし

てはならない等について解説した。

また、本制度はメンタルヘルス不調を未然に把握して防ぐ一次予防を目的としているが、これとは別に、うつ病や不安障害等の早期発見・対処する二次予防、リハビリや再発防止をする三次予防まで、総合的に取り組むことが、労働者保護のために望ましい旨説いた。

結びに、「メンタルヘルス不調等を未然に防止することは、労務マネジメントによって業績を上げる経営戦略の一環でもある。形式的・義務的な取り組みに留まらず、本質的・経営的に有意義なものとしてほしい」旨を強調した。

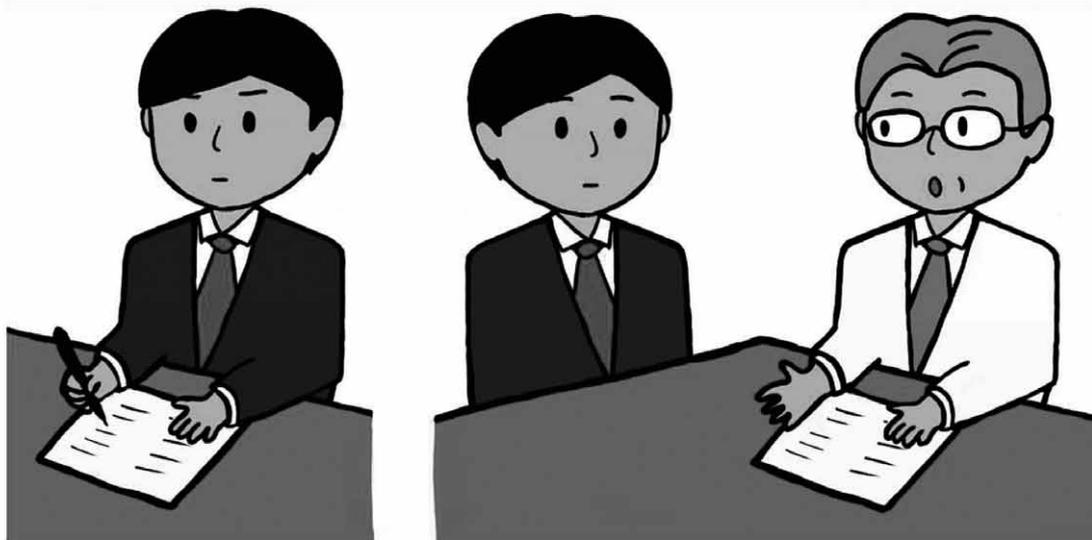


板垣裕司氏

◎講習会を終えて

ストレスチェックの実施は、従業員数50人未満の事業場では任意ですが、組合等で実施する際は費用の助成金を受けられます。次頁のご案内をご参考下さい。

「ストレスチェック」実施促進のための 助成金のご案内



従業員数50人未満の事業場で、医師・保健師などによるストレスチェック※を実施し、医師によるストレスチェック後の面接指導など※を実施した場合、事業主は以下のように費用の助成を受けることができます。

助成金を受けるためには、地域を同じくする、他の従業員数50人未満の事業場と合同で、ストレスチェック後の面接指導を実施する医師を、産業医として、選任する必要があります。

※「ストレスチェック」と「面接指導の実施」は、労働安全衛生法第66条の10第1項から第6項に規定する「心理的な負担の程度を把握するための検査」などのことをいいます。

＜助成対象・助成額＞

ストレスチェック後の面接指導を実施する産業医を選任し、

1. ストレスチェック（年1回）を行った場合、
1労働者につき**500円**を上限として、その実費額を支給
2. ストレスチェック後の面接指導などの産業医活動を受けた場合、
1事業場あたり産業医1回の活動につき**21,500円**を上限として、
その実費額を支給（支給対象とする産業医の活動は1事業場につき年3回を限度とする）

▶この助成金の届出と申請について、

詳しくは独立行政法人 労働者健康福祉機構または産業保健総合支援センターにお問い合わせください。

問い合わせ先：独立行政法人労働者健康福祉機構

産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課

電話番号 044-556-9866

全国の産業保健総合支援センター一覧

<http://www.rofuku.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

独立行政法人 労働者健康福祉機構

<本助成金ご利用の流れ>

① 団体登録の届出（独立行政法人 労働者健康福祉機構へ）

提出書類：小規模事業場団体登録届出書

添付書類

- ・ 合同で選任した産業医との契約書の写
- ・ 産業医の要件を備えた医師であることを証明する書類の写
- ・ 各事業場の労働保険概算・確定申告書などの写
- ・ ストレスチェック実施者との契約書の写
またはストレスチェックを実施する予定であることを証明する書類（所定様式）
- ・ 各事業場あての返信用封筒（受理書返信用）

届出期間：平成27年度分は6月1日から12月10日まで

ただし、届出期間中でも、助成金支給申請の受付を終了することがあります。



② ストレスチェックの実施について、
産業医からの助言、労使での審議、労働者への説明・情報提供



③ ストレスチェックを実施、労働者へ結果の通知



④ ストレスチェックに係る産業医による面接指導などの実施

<助成金申請が認められる産業医活動の例>

- ・ ストレスチェックの実施について助言すること
- ・ ストレスチェック実施後に面接指導を実施すること
- ・ ストレスチェックの結果について、集団分析を行うこと
- ・ 面接指導の結果について、事業主に意見陳述すること など



⑤ 助成金支給申請（独立行政法人 労働者健康福祉機構へ）

提出書類：助成金支給申請書（ストレスチェック実施者と産業医の確認が必要）

添付書類：ストレスチェック実施者と産業医への費用の支払いを証明する書類

申請期間：平成27年度は6月15日から1月末日まで

ただし、申請期間中でも、助成金支給申請の受付を終了することがあります。

▶ 各種様式は、独立行政法人 労働者健康福祉機構のホームページからダウンロードできます。
(<http://www.rofuku.go.jp/sangyouhoken/stresscheck/tabid/1005/Default.aspx>)
(平成27年4月)